

議第29号

京都市中央斎場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市中央斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市中央斎場条例の一部を改正する条例

京都市中央斎場条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

15,000 ^円	75,000 ^円
10,000	54,000

を

20,000 ^円	100,000 ^円
13,000	74,000

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

使用料の適正化を図る必要があるので提案する。